

住民主体で農家レストラン兼宿泊施設、見守り配食サービスを運営し、地域コミュニティを活性化

宇和島市
(愛媛県)

問い合わせ先 宇和島市総務部企画情報課

☎ 0895-49-7003 ■ <http://www.city.uwajima.ehime.jp/>

- 住民主体の運営による、集落で初の農家レストラン兼宿泊施設をオープンし、地域内の経済循環により地域が活性化
- 同施設で20人以上の高齢者に弁当を宅配しながら、安否確認などを行う見守り配食サービスを運営し、住民自身による地域福祉が向上



旧保育所を改修した、みまきガーデンの外観



↑ 宿泊施設の内観 → 食堂での飲食風景



取組の背景 高齢化が進む集落で、地域活性化と旧保育所の活用が課題に

- 宇和島市の中山間地に位置する人口353人、高齢化率59%の小規模高齢化集落である御槇(みまき)地区では、住民による集落再生に向け、豊富な観光資源を活かした地域活性化の取組を模索していた。また、廃所となり、使われていなかった旧保育所を農家レストラン・宿泊施設に有効活用したいとの要望があったものの、多額の改修費や運営費などが課題となっていた。

取組の概要 旧保育所を拠点に飲食・宿泊施設及び見守り配食事業を運営

- 地区の女性と市が協働して検討を重ね、女性自身が計画を立て、様々な地域における視察を経て、地区の自治会長や団体の代表者など、地域活動に熱心な住民で構成される「御槇ふるさとづくり活動推進協議会」が事業主体となり、総務省の交付金を活用して旧保育所を改修し、地区住民による草刈りやペンキ塗りなどの協力も得て、平成26年4月に集落で初めてとなるお食事処&宿泊処「みまきガーデン」をオープンした。
- また、平成26年10月から、高齢者の見守り配食サービスを開始し、20人以上の高齢者へ週1回弁当などを配達し、声かけによる安否確認や体調変化の観察などの見守りも兼ねて行っている。
- みまきガーデンでは、地区の女性4人を常勤で雇用し、繁忙期にはパートも含め6～7人で運営している。平日は主に地域内住民を対象として惣菜を販売し、土日はランチバイキングを実施している。

取組の成果 住民の地産地消などにより、地域内の経済循環と福祉が向上

- レストランや宿泊施設の整備により、観光客が滞在できるようになるとともに、ランチバイキングに地域内外から多数のリピーターが訪れるなど、地域活性化に貢献している。また、これまで地域外へ発注していた仕出し弁当の注文が多数入るなど、みまきガーデンを軸に、雇用と地域内の経済循環が生まれている。
- 高齢者見守り配食サービスの実施により、地区内の高齢者の健康状態などの定期的な確認やふれあいの維持が可能となり、利用者である高齢者本人や家族からは、「毎週配食の日が来るのが待ち遠しい」、「話し相手ができてうれしい」、「自分で料理しなくてよい日ができて助かる」などの評価を受け、地域福祉が向上している。サービスの利用者数も17人(平成26年10月時点)から28人(平成27年9月現在)と着実に増加している。



地元の農産物をふんだんに使ったランチバイキング



地区内の高齢者を戸別に訪問して、食事を届ける見守り配食サービス

地方分権改革との関連

- 地域の過疎化が進む小規模高齢化集落において、地域の女性を中心とした住民の発意と行動により、レストラン・宿泊施設と高齢者見守り配食サービスの運営が行われ、地域内の経済循環と福祉の向上が図られている。

パスポート手続が身近な場所で ワンストップで可能となり、 住民の利便性を向上



問い合わせ先 相模原市市民局区政支援課

☎ 042-704-8911 🌐 <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/19032/018927.html>

旅券事務の県から市への移譲により、パスポートの申請・受取が市内の身近な場所でワンストップでできるよう取り組み、手続時間の短縮など利便性が向上し、住民からも高評価



↑駅至近のビルに設けられたパスポートセンター（赤枠の部分）
←右奥の連絡所で戸籍謄本などを取得した後、左側のパスポートセンターでスムーズに手続可能（いずれも相模大野）

取組の背景 パスポートの取得に伴う二度手間や移動負担が課題に

- 相模原市では、平成10年に神奈川県が運営するパスポートセンターの出張所が開設されたものの、
 - 開設日は週1回で申請のみの受付であったため、出張所では申請機会が限られるとともに、
 - 戸籍謄本などを市役所で取得してから、県の出張所に向かい申請しなければならなかった
 - また、受取には、横浜のパスポートセンターか、厚木市の県央支所まで出向く必要があった
 など、パスポートの取得に要する二度手間と市外への移動が市民の負担になっていた。
- 従来、パスポート発給事務は、都道府県知事が行う事務とされ、市町村が実施することはできなかった。

取組の概要 主要ターミナル駅前に窓口を開設、ワンストップ手続が可能に

- 平成16年の旅券法の改正により、都道府県が行うパスポート発給に係る申請受付・交付などの事務が、市町村でも可能となった。
このため、事務処理特例制度を活用した権限移譲について神奈川県と協議を行い、平成25年1月、神奈川県条例の改正が行われた。
- これを受け、平成25年3月に市内南部をカバーする相模大野パスポートセンターが、同年6月に市内北部をカバーする橋本パスポートセンターが、ともに主要ターミナル駅至近の利便性の良い場所に開設され、市内でパスポートの申請・受取が可能となった。
- また、パスポートセンター内に申請に必要な戸籍謄本などを発行することができる区役所の連絡所を併設し、ワンストップでの申請手続が実現した。

取組の成果 パスポートの手続に係る利便性が向上し、住民からも高評価

- この取組により、例えば、相模原市中央区から厚木市の県央支所への移動に約50分を要していたものが、橋本パスポートセンターへの移動時間は約25分と半減した。また、相模原市民のパスポート申請の約9割が市内のパスポートセンターで行われるようになった。
- 市民からは、「交通アクセスも良く、駅に近く大変便利」「待ち時間もなく、ストレスフリーで申請できる」などの高い評価を受けている。

相模原市民の利用状況（本所及び県央支所との比較）
（単位：件）

年度・窓口	県窓口	相模大野 パスポート センター	橋本 パスポート センター	市内機関での 申請の構成比
平成23年度	24,529			34.56%
平成24年度	21,132	1,043		32.47%
平成25年度	1,601	10,888	8,961	91.73%
平成26年度	1,272	9,077	10,528	93.22%

※県窓口は、本所（横浜）、県央支所（厚木）、相模原出張所を指す。

地方分権改革との関連

- パスポートの発給申請の受理及び交付事務は、旅券法第3条第1項及び第8条第1項の規定により、都道府県知事が行うこととされ、また、当該事務は、地方自治法第2条第9項に規定する第1号法定受託事務とされたことから、従来、市町村が実施することはできなかった。
- 平成11年7月の地方分権一括法により、地方自治法が改正され、都道府県知事の事務の一部について、都道府県条例の定めによって市町村による処理を可能とする「事務処理特例制度」が設けられた。これを受け、平成16年に旅券法が改正され、都道府県が法定受託している範囲内で旅券事務の市町村への移譲が可能となり、平成25年1月に神奈川県条例が改正され、事務が移譲された。

コラム①

県と市の業務改善により、最短4日まで交付期間を短縮

佐賀県

- 佐賀県は、平成18年から19年にかけて、事務処理特例条例により、旅券法に基づく一般旅券の申請受理などの事務を移譲した。
現在では、県内全20市町の計21か所で窓口が開設されている。
- 移譲に当たり、県と市町の双方で事務の効率化を図るとともに、県において「作業の見える化」などの業務改善を進めた結果、申請から交付に要する日数が5日（佐賀市では4日）に短縮した。
- 市民からは、「自宅近くでパスポートの申請、受取ができ、また、申請から受取までの日数も短くなったので、便利」との評価を受けている。

【問い合わせ先】佐賀県国際戦略グループ ☎ 0952-25-7005

交付に要する日数

	従来	現在	
		佐賀市以外	佐賀市
1日目	・申請受付 ・申請書発送	・申請受付 ・申請書発送	・申請受付 ・申請書発送
2日目	・申請書到着 ・審査	・申請書到着 ・審査	・申請書到着 ・審査 ・作成 ・1次検査
3日目	・作成 ・1次検査	・作成 ・1次検査	・2次検査 ・発送
4日目	・2次検査 ・発送	・2次検査 ・発送	・旅券到着 ・交付
5日目	・旅券到着 ・交付準備	・旅券到着 ・交付	
6日目	・交付		

※青色のセルは市町事務、白色のセルは県事務

コラム②

土日・祝日を含め午後7時までの交付対応を実施

霧島市（鹿児島県）

- 霧島市は、平成20年に条例による事務処理特例制度を活用し、パスポートの交付事務の権限を鹿児島県から受け入れ、市民サービスセンター「コア・よか」にパスポート窓口を設置した。
- 市独自の取組として、仕事帰りや土日祝日も住民票、戸籍謄本などの交付が受けられるよう、年中無休で午前10時から午後7時まで交付対応を行っている（年末年始を除く）。
- 「コア・よか」利用者の49%が休日・時間外（平成26年度）である中、市民からは、「休日に利用でき、さらに遅い時間まで対応してもらえ、大変助かる」など、取組が高く評価されている。



パスポート交付で独自の取組が評価されている「コア・よか」

【問い合わせ先】霧島市市民サービスセンター ☎ 0995-46-1337

NPOに対する支援体制、活動支援基金を整備し、法人を含めNPO活動を総合的にサポート



問い合わせ先 熊本市市民局市民協働課 ☎096-361-0168
あいぽーと ☎096-366-0168 <http://www.kumamoto-aiport.com/>

■ NPO 法人に関して移譲された権限を活かし、市民公益活動に携わるボランティア・任意団体から NPO 法人まで、市による総合的、かつ、きめ細かな対応を実現



↑市民の寄附金「くまもと・わくわく基金」の助成を受けて実施されたNPO法人の活動((左上)熊本城石垣の清掃活動、(左下)県の重要無形文化財である流鏝馬を子どもに伝える保存会)
➡市民活動の視点拠点となっている市民活動支援センター「あいぽーと」、➡地域のNPO活動などを市民に紹介する「あいぽーと文化祭」

取組の背景 市にNPO法人の権限がなく、主体的に関与できないことが課題に

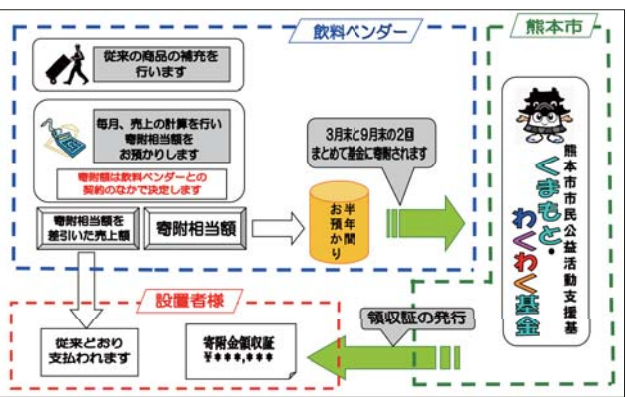
- 熊本市は、ボランティア活動に対する支援として、①平成10年にボランティアをしたい方とボランティアを必要とする施設をつなぐ「ボランティア活動推進コーナー」を設置し、②平成18年4月には、個人ボランティア活動やNPOなどの市民活動団体に関する情報発信や相談を行う「市民活動支援センター・あいぽーと」を開設するなど、公設公営での取組を行ってきた。
- しかしながら、従来、NPO法人(特定非営利活動法人)の設立及び定款変更の認証などについては、熊本県に権限があったことから、市にNPO法人制度に関する相談や手続きが来た場合、県の担当者を案内するにとどまっていた。このため、市として、地域に存在するNPO法人の実態を十分に把握することができず、類似の活動を行うNPO法人と、その他の民間ボランティア・地縁組織との連携に主体的に関与できないという課題があった。

※特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき、所轄の行政庁から設立の認証を受け、法人格が付与された団体。法人格を持つことによって、法人の名の下に取引などを行うなど、団体に対する信頼性が高まるというメリットが生じる

取組の概要 県からの権限移譲により、NPOの総合的な支援体制を確立

- 第2次一括法による特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月、NPO法人に関する事務権限が都道府県から指定都市に移譲された。同年同月、熊本市は政令指定都市に移行したことに伴い、熊本県から権限が移譲され、市民目線によるNPO法人の総合的な支援に取り組むことが可能となった。
- 移譲された権限を活かし、熊本市は、以下の活動を展開している。
 - ①NPOに関する情報提供、相談、手続や基金助成などの関連業務を「あいぽーと」に一元化し、公益活動を行うボランティア・任意団体からNPO法人まで、市の総合的な支援体制を整備した。
 - ②高い専門性が求められるNPO法人からの相談、書類の提出指導などを適切に行うため、平成24年4月から「あいぽーと」業務の民間委託を開始するとともに、NPO法人の認証などの市担当課と「あいぽーと」が連携した研修会・交流会を開催している。
 - ③NPO法人を含む市民公益活動を行う団体を市民からの寄附により資金面で支援するため、平成24年4月に、市独自の「くまもと・わくわく基金」(熊本市市民公益活動支援基金)を創設した。また、市内に寄附金付き自動販売機を設置し、売上げの一部を同基金に寄附している。

寄附金付き自動販売機の仕組み



くまもと・わくわく基金の助成実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件	助成金額	件	助成金額	件	助成金額	件	助成金額
保健、医療福祉	2	240,000	3	899,970	3	640,000	5	740,000
環境保全	1	120,500	1	183,986	1	158,302	1	150,000
生涯学習、子どもの健全育成	2	230,000	1	100,000	3	494,000	3	440,000
文化、芸術、スポーツ、国際	0	0	0	0	1	100,000	0	0
まちづくり、地域安全	1	200,000	1	110,000	4	880,000	1	210,000
スタートアップ	2	200,000	3	300,000	5	479,000	3	300,000
団体応援助成	0	0	0	0	2	150,000	1	45,000
合 計	8	990,500	9	1,593,956	19	2,901,302	14	1,885,000

取組の成果 NPO法人を含め様々な者に、きめ細かな対応を実現

- 市がNPO法人の設立や事業の状況を的確に把握できるようになり、従来のボランティア・任意団体だけでなく、NPO法人についても様々な情報やニーズが集まるようになった。また、「あいぽーと」が、NPO法人の立上げの際のメリットやデメリット、法人の運営方法などに至る幅広い相談に対応するなど、NPO法人の支援に大きな役割を果たすようになった。平成26年度におけるNPO法人に関する相談は1,884件、NPO法人の立上げは16件となっている。
- こうした取組により、市民公益活動に携わるボランティア・任意団体からNPO法人まで、人材育成、交流、資金助成等の「ヒト・モノ・カネ」について、市による総合的、かつ、きめ細かな対応が可能となった。「くまもと・わくわく基金」についても、平成27年9月現在、累計約920万円が集まり、まちづくり・福祉・教育・環境保全などの支援に活用されている。

地方分権改革との関連

- 従来、NPO法人の設立及び定款変更の認証については、特定非営利活動促進法に基づき、都道府県の権限とされてきた。
- 平成23年8月の第2次一括法により、特定非営利活動促進法が改正され、上記の権限が指定都市に移譲された。平成24年4月、熊本市の政令指定都市への移行に伴い、熊本県から権限が移譲され、ボランティア・任意団体からNPO法人まで、市による総合的な支援が可能となった。

保護者や住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を核とした取組により、地域教育力を向上



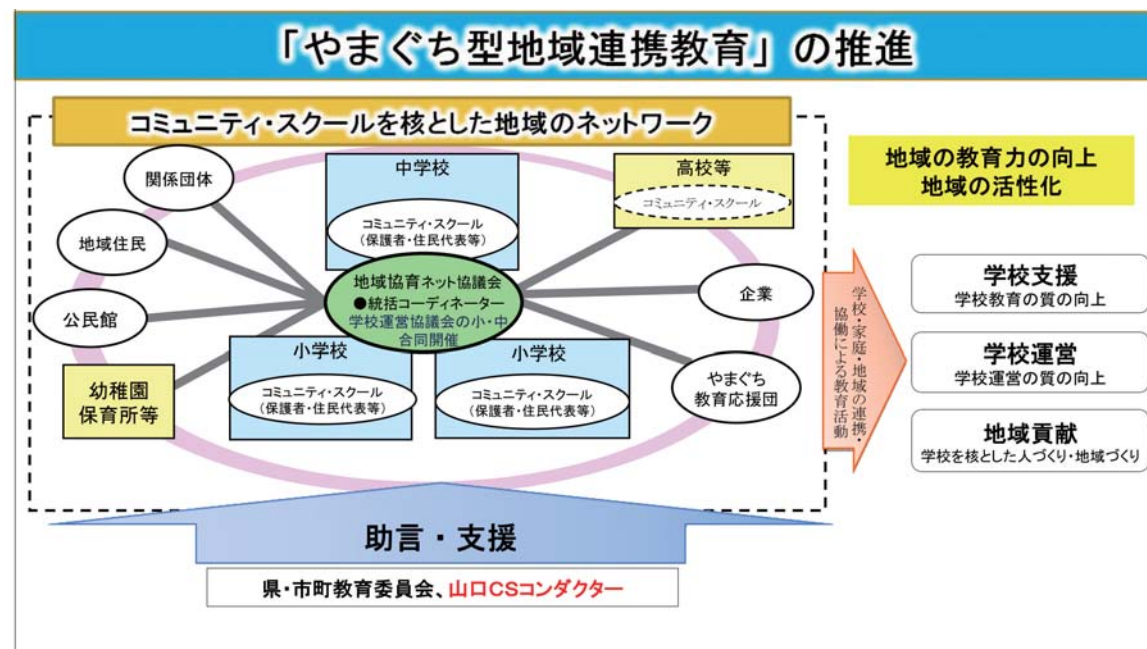
問い合わせ先 山口県教育庁教育政策課、義務教育課、社会教育・文化財課

☎ 083-933-4530 (教育庁教育政策課)、083-933-4595 (義務教育課)、083-933-4661 (社会教育・文化財課) <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50100/y-edu/y-edu-top.html>

コミュニティ・スクールが核となり、学校・家庭・地域の連携・協働による独自の「地域協育ネット」を活かし、地域ぐるみで教育や地域貢献に関する様々な取組を推進し、地域教育力を向上させ、地域コミュニティを活性化

※「コミュニティ・スクール」とは、保護者や住民が学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、より良い教育の実現を目指す仕組み

※「地域協育ネット」とは、幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り支援するためのおおむね中学校区を一まとまりとした山口県独自の仕組み



取組の背景 課題解決に向け、地域ぐるみで子どもを育む仕組みが課題に

- 核家族化や地域における人間関係の希薄化が進んでいる中で、子どもたちの規範意識や社会性の向上などが課題となったことに加え、平成20年度全国学力・学習状況調査の結果では、学力の未定着・二極化、学校間における学力格差などの課題も明らかとなった。
- 山口県は県土の約7割を中山間地域が占め、全国に比べ少子高齢化が急速に進行しており、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで子どもを育む仕組みを構築するため、学校をコミュニティの核として、学校づくりと地域づくりを一体的に進めることが求められていた。

取組の概要 コミュニティ・スクールを核に、地域の関係機関が連携・協働

- 平成16年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、保護者や住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の仕組みが導入された。山口県では、平成18年度からコミュニティ・スクールを推進する中で、平成23年度から、学校・家庭・地域が連携・協働した独自の「地域協育ネット」を、また、平成27年度からは、これまでの取組を活かした、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」を推進している。
- 地域の実情や特性に応じて、教育や地域貢献に関する特色ある取組が行われ、学校教育の充実はもとより、地域の教育力の向上も進みつつある。

具体的な取組例

- ・学校の保護者全員の参加による週2回の児童に対する本の読み聞かせ
- ・中学生・高校生・住民がボランティアの講師となって行う学習支援
- ・地元企業や自治会が実施する海岸松林保全活動に中学生が参加し、地域の担い手として活動
- ・住民を対象としたALT(外国語指導助手)による英語学習などの公開講座
- ・保育所・小学校・中学校・育友会・住民が参画した地域ぐるみでの合同避難訓練の実施

取組の成果 地域のつながりが改善し、住民・子どもにプラスの効果が

- このような取組により、山口県は、コミュニティ・スクールの小中学校設置率が約90%と全国第1位(平成27年4月現在)となっている。また、県下の全中学校区に、地域協育ネット協議会の活動計画などを協議する「地域協育ネット協議会」を設置し、幼保・小・中(高)の縦のつながりと、地域の関係団体・機関の広がりによる横のつながりが構築されつつある。
- 各地の学校運営協議会などに保護者や住民が参画し、熟議が重ねられることにより、地域住民の学校への理解・協力が進み、学校への支援が充実するとともに、学校が地域の学び場の拠点として、また、住民同士の交流の場となるなどの新たな役割を発揮している。
- 住民にとっては、子どもとの交流を通して生きがいや自己有用感を高めるとともに、大人同士のつながりも深まる、子どもにとっては、見守られている安心感や地域を愛する気持ちが高まるなどの効果が現れつつある。



保護者の参加による週2回の読み聞かせ



高校生や保護者などの学習支援ボランティアによる「土曜塾」の実施



地元企業や自治会が実施する海岸松林保全活動に参加し、地域の担い手として活動

地方分権改革との関連

- 全国的に少子高齢化が進展する中で、保護者や住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」が核となり、学校・家庭・地域が連携・協働して地域教育力を向上させながら、地域コミュニティを活性化している。

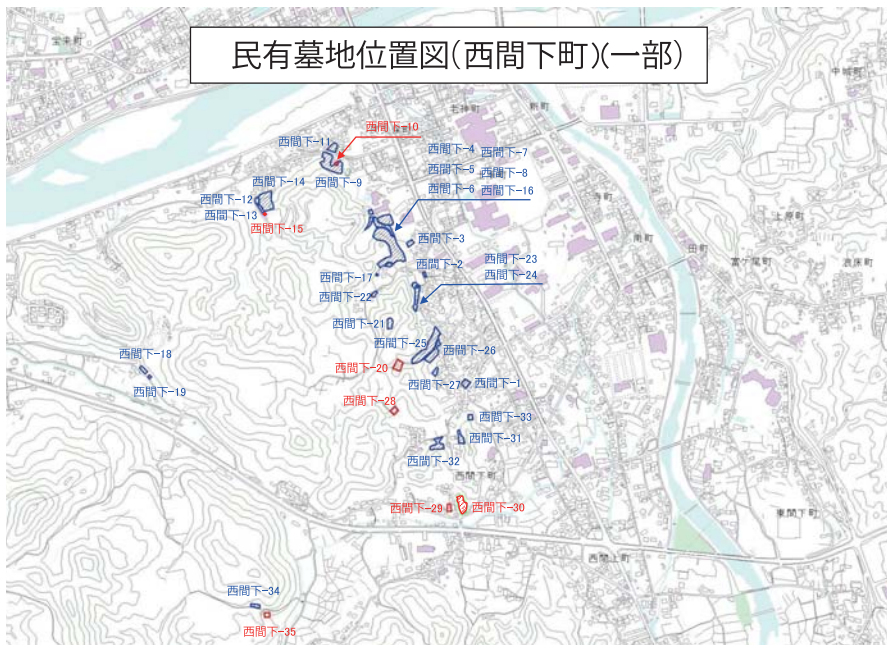
市内全ての墓地の管理・利用の実態を明らかにし、墓地行政を適切に推進

問い合わせ先 人吉市市民部環境課

☎ 0966-22-2111(内線2711,2712) <http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/>



■ 墓地の経営許可などに関する権限移譲を契機に、市内に存在する全ての墓地について管理・利用の実態を調査し、墓地の安全確保や利用について適切な指導・助言を実施



↑人吉市西間下町(にしあいだしもまち)地区の民有墓地の位置図(一部)。地区全体で、調査以前に把握していた8箇所(赤部分)から、新たに29箇所(青部分)を把握
➡市有墓地の調査状況。使用者宛てに手紙を貼付
➡市有墓地内における管理が行き届かない古い墳墓



取組の背景 権限移譲に伴い、県と市の墓地データの差異が課題に

- 墓地は、各地において先祖代々受け継がれてきたが、地方の過疎化や核家族化により、日頃の管理がおろそかになったり、所有者が分からなくなるなどの問題が発生している。
- 第2次一括法による「墓地、埋葬等に関する法律」の改正により、平成24年4月、熊本県から人吉市に墓地の経営許可などに関する権限が移譲された。移譲時点で、市の土地台帳もしくは、課税名目上で墓地となっている土地数は844であった一方、県の許可台帳によれば、県から経営許可を取得している市内の墓地は53しかなく、両者の数値に大きな差異が生じていた。
- また、墓地や納骨堂を設置する際に、県の許可が必要であることを知らない市民が多かったことから、市内に墓地が乱立する状況となっていた。さらには、昭和23年の同法の施行以前からある古い墓地が多く存在し、中には所有者が不明となり、墓石の放置、雑草の繁茂、通路の崩落など、安全面や環境面の問題が生じている可能性があり、全体像の把握が急務となっていた。

取組の概要 市内に存在する全ての墓地の管理・利用の実態を確認

- 平成24年度から、墓地に関する経営許可などの権限が県から市に移譲されたことに伴い、県の資金を活用して、市内に存在する全ての民有墓地及び市有墓地14箇所(約7万平方メートル)の実態確認調査を実施し、市内墓地の危険箇所などの全体像を把握した。
- 調査の結果、今回改めて把握された市内の民有墓地総数981箇所のうち、経営許可を取得している墓地は53箇所であり、全体の95%に相当する残りの928箇所は無許可経営である実態が明らかとなった。また、市有墓地の墳墓数2,786のうち、約7割に相当する1,913が無縁化(使用者が不明)している可能性が高いという実態も明らかとなった。

人吉市内の市有墓地の実態確認調査の結果

	墳墓数 a(基)	うち使用あり b(基)	返信あり H27.2.28 現在 c	うち無縁d	空き区画 a-(b+d)
市有墓地全体	2,786	873	460	1,913	54
使用率(b/a)		31.4%	52.7%	68.7%	
返信率(c/b)					
無縁率(d/a)					

※「市有墓地」とは、人吉市が所有する土地に存在する墓地であり、市営墓地とは異なる

取組の成果 墓地の安全確保や利用について、適切な指導・助言を実施

- 本調査により、市内に存在する墓地の位置、所有者、危険箇所、使用状況などの実態を確認することができ、移譲された経営許可、報告徴収などの権限を活用しつつ、
 - ・災害時に危険であると考えられる墓地について改善を指導することができた。
 - ・改葬の手続の際、場所の確認や管理者への連絡が円滑にできるようになった。
 - ・墓地を探している方に対して空き区画などの適切なアドバイスが可能となった。
 - ・今後、無許可で墓地を設置したり、墓石を放置した場合の把握、是正指導も容易となった。
- このように、市が移譲された権限を積極的に活かすことにより、住民に身近な墓地について行政サービスの向上が図られている。
- なお、本調査により、昔から存在する無許可経営の墓地の取扱いなど整理すべき課題も判明したことから、現在、墓地行政の在り方の基本方針の策定に向け、市において検討を行っている。

※無縁とみられる墳墓は、官報掲載及び1年間の立札掲示により申し出のない場合、無縁墳墓と確定し、土地の所有者などが改葬できることとされている

地方分権改革との関連

- 従来、墓地の経営許可などに係る権限は、都道府県、指定都市、中核市が有していた。
- 平成23年8月の第2次一括法により、「墓地、埋葬等に関する法律」が改正され、墓地の経営許可、立入検査・報告徴収、使用禁止命令などに係る権限が全ての市及び特別区に移譲された。この結果、地域の墓地の実情に精通した市が、墓地行政を総合的に担うことが可能となった。

不要となった空き公共施設の 地場産業による有効活用により、 地域の雇用・産業を活性化

問い合わせ先 大館市総務部管財課

☎ 0186-43-7038 🌐 <http://www.city.odate.akita.jp/dcity/kan-sisetu/131-7587.html>

❏ 少子高齢化や市町村合併により、利用されない「空き公共施設」が発生し、その取扱いが課題となっていた中、新たに条例を制定し、地場の食品事業者による空き公共施設の有効活用を図り、地域の雇用や所得が増大



旧葛原保育所。平成21年3月に閉所後、空き公共施設になっていた

事業者の声

- 空き公共施設は、強固な作りで改修費を抑えられたうえ、土地・建物が非常に安く取得できたため、その分を施設・整備に投資
- 空き公共施設は敷地が広く、工場と事務所を同一の建物の中に設置できたため、作業状況の把握が容易となり、出荷までの時間が短縮されたなど、生産効率が向上



条例を適用し、食品加工企業による、地鶏の加工拠点に



食品加工企業が施設を増改築。平成26年4月、本社・工場を移転し、新社屋として新たに操業を開始

取組の背景 利用されない公共施設の取扱いが課題に

- 大館市では、少子高齢化の進行や、平成17年に旧田代町、比内町と合併したことにより、不要になった保育所や障害者施設などの空き公共施設が発生したものの、補助対象となった施設の処分については、用途・譲渡先が限られ、また、国庫納付が求められることなどが制約となって、地域で敷地や建物を有効に利用できないという課題があった。

取組の概要 独自の条例を制定し、民間事業者の支援と一体となって促進

- 地域の実情に応じて、空き公共施設などを有効に利活用し、地域の活性化及び雇用の機会の拡大を図ることを目的として、平成24年12月、「大館市空き公共施設等利活用促進条例」を制定した(平成25年1月施行)。

成25年1月施行)。条例では、公共施設などを利用して行う事業により新たに常用の従業員を雇用する事業者であって、最も有効に施設を活用し、かつ、地域の活性化に資すると認められるものを、市長が指定事業者として指定することとしている。

- 指定事業者に対しては、空き公共施設などの減額譲渡、利用施設の無償貸付又は減額貸付、増築及び改修助成金の交付、事業の開始時における支援金の交付、固定資産税の免除といった奨励措置を講ずることとした。

取組の成果 空き公共施設が有効活用され、雇用・所得が増大

- 旧葛原保育所は、地場の食品加工企業(地鶏の加工業者)が増改築して新社屋とした。事業者からは、「土地・建物が非常に安く取得できた」、「従来の工場は分散していたが、一箇所にまとまり、生産効率が向上した」、「大手百貨店からの注文や通販メニューが好調」との評価を受けている。
- また、障がい者授産施設だった旧白沢通園センターと旧三岳小学校は、同一の事業者による山芋の皮むき作業所となった。こうして、累計3件の転用が行われ、常用の従業員5人、非正規従業員60人を雇用するなど、地域の雇用・所得の増大を通じて地域の活性化が図られている。

地方分権改革との関連

- 国庫補助事業などの補助対象財産の財産処分に当たっては、様々な制約があったが、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」(平成20年4月10日 補助金等適正化中央連絡会議決定事項)により、おおむね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、報告などにより国の承認とみなすとともに、その際、用途・譲渡先を問わず、また、国庫納付を求めないことなどの取扱いが定められた。この結果、空き公共施設の利活用が柔軟にできるようになった。

コラム①

空き校舎を製材工場に活用し、雇用・産業を活性化 真室川町(山形県)

- 山形県真室川町は、廃校となった中学校の校舎を製材会社は無償貸与し、新たな製材工場として活用。豊かな森林資源を活用した産業振興を図るとともに、就労の場の少ない中山間地域における新たな雇用の創出にも貢献。山形県では森林資源を活用する「森林(モリ)ノミクス」の取組を推進しており、製材の過程で排出される副産物(おがくずなど)を、きのこ生産、堆肥の原料に活用している。

【問い合わせ先】真室川町交流課 0233-62-2111

コラム②

空き校舎を福祉施設に活用し、雇用・福祉を向上 白鷹町(山形県)

- 山形県白鷹町は、老人福祉施設の待機者数が100人を超す状況にあったところ、休校した小学校の校舎を介護施設に転用し、町民の介護・福祉サービスを向上させるとともに、施設職員を町内から積極的に雇用し、新たな雇用創出につなげた。利用者にとっては、住み慣れた場所で、町出身の施設職員や近隣の方々に支えられることとなり、これまでの生活を大きく変えることなく、かつ利用者の声を大切にした介護を受けられる。

【問い合わせ先】白鷹町総務課 0238-85-2111

工場立地基準の緩和により、環境保全と調和した工場敷地の有効利用を促進

問い合わせ先 西都市商工観光課

☎ 0983-42-4068 🌐 <http://www.city.saito.miyazaki.jp/display.php?cont=140929114655>



西都市
(宮崎県)

工場敷地の緑地面積率などについて、自然環境に恵まれた実情を踏まえた独自の基準を設定し、環境保全と調和しつつ、事業者による工場敷地の有効利用・設備投資を促進



敷地の周囲を自然林に囲まれ、環境保全と調和した立地が実現している西都市にある工場
敷地内の芝生広場は地域住民や来場者に開放されている

取組の背景 豊かな自然でも都市部と同じ画一的な緑地面積率が課題に

- 西都市は、管内面積の77%を森林が占めるなど、自然環境に恵まれており、環境保全を図りながら工場立地を行うことが可能な状況となっている。
しかしながら、従来、工場敷地における緑地面積率などの基準は、国の準則により、原則として全国一律で敷地面積に対して25%以上の環境施設（緑地を含む）を確保することが定められていた。
- このため、工場周辺の自然の少ない都市部も、豊かな自然が残る地方部も、画一的に同じ割合の環境施設（緑地を含む）を設置する義務が課せられ、多くの企業から地域の実情に応じた弾力的な運用を求められてきたものの、西都市は独自の準則を定める権限を有していなかった。

※「環境施設」とは、噴水・水流・池、運動場、広場、教養文化施設など、工場などの周辺地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるものをいう

取組の概要 独自の工場立地基準により、国の緑地面積率などの基準を緩和

- 第2次一括法による工場立地法の改正により、緑地面積率などに係る地域準則の策定などの権限が都道府県及び指定都市から全ての市に移譲された。
これを受け、森林が多く、市内の既存工場の周辺にも森林や農地などが多く残存している西都市としても、市の実情に応じた独自の基準を定めることで、環境保全を図りながら工場立地を推進することが可能と判断し、「西都市工場立地法準則条例」を平成26年9月に制定した。
- 条例では、区域に応じて、工場の敷地面積に対する敷地内の環境施設（緑地を含む）面積の割合の下限を国の基準より緩和する市独自の基準を定めた。

工場の環境施設（緑地を含む）割合の緩和の内容

条例制定前の国の基準（工場立地法準則）

区 域	準工業地域	工業地域、 工業専用地域	用途指定なし・ 都市計画区域外	左記以外
うち緑地	樹木・芝などが生育する区域 一律20%以上			
環境施設 (緑地を含む)	噴水、池、運動場、広場など 一律25%以上			



条例制定後

区 域	準工業地域	工業地域、 工業専用地域	用途指定なし・ 都市計画区域外	左記以外
うち緑地	10%以上	5%以上	5%以上	20%以上 (変更なし)
環境施設 (緑地を含む)	15%以上	10%以上	10%以上	25%以上 (変更なし)

取組の成果 環境保全と調和した工場増設、新たな企業立地を促進

- 条例の制定により、既存立地企業は、環境保全と調和しつつ、敷地内での工場増設が実施できるようになり、敷地面積の有効活用、生産効率の向上による競争力の強化が図られるようになった。また、工場立地の優位性が高まり、新たな企業立地も促進されるなど、地域産業の振興及び雇用機会の拡大が可能となった。
- このほか、特定工場新設の届出受理・変更命令などの事務も移譲されたことから、地方における環境の良さなどを活かした工場誘致につなげていくことが期待されている。

地方分権改革との関連

- 従来、一定規模以上の工場の新設や変更を行う場合は、工場立地法により定められた国の準則により、全国一律で敷地面積に対して25%以上の環境施設（緑地を含む）を確保する必要があった。
- 平成23年8月の第2次一括法により、工場立地法が改正され、緑地面積率・環境施設面積率などに係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理・変更命令などの権限が都道府県及び指定都市から全ての市に移譲された。この結果、市が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、西都市は、平成26年9月、「西都市工場立地法準則条例」を制定した（同年10月施行）。

道内市町村と連携した魅力発信などにより、北海道全体を活性化

問い合わせ先 札幌市市長政策室政策企画部企画課

☎ 011-211-2192 ■ <http://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkei/>

札幌市
(北海道)

■「北海道の発展なくして、札幌の発展はない」との考えの下、道内市町村が札幌の都市機能を活用し、将来も魅力あふれる札幌・北海道であるための様々な取組を推進



道内連携プロジェクト ポスター

取組の背景 札幌と道内市町村が連携した北海道全体の活性化が課題に

- 札幌市の人口はこれまで増加傾向にあったが、ここ数年のうちに減少傾向に転じることが予測されている。また、札幌市を支えている生産年齢人口(15歳以上65歳未満の人口)は既に減少が始まっており、今後、さらに減少することが見込まれている。
- こうした状況の中、札幌の魅力や経済活動は、北海道全体の人々・自然・資源などの魅力に支えられたものであり「北海道の発展なくして、札幌の発展はない」との考えの下、北海道や道内市町村との連携を深め、北海道全体を活性化していくことが課題となっていた。

取組の概要 札幌の都市機能を活かし、北海道全体を活性化

- 平成25年度から、北海道の中心都市として、北海道が持つ豊かな資源との連携や道内の経済循環の促進、北海道全体の魅力発信、道内市町村との互恵的な関係を築いていく「道内連携プロジェクト」を展開し、札幌市の職員が道内各地域を周る「ぐるっと地域訪問」を実施し、札幌市との連携に向けた地域のニーズの把握や、意見交換を継続的に実施している。
- 市町村の声を受け、札幌市の都市機能(流通や集客力)を活用しやすくするため、以下の取組を開始した。
 - ・つながる地域ホットライン(連携に関する総合相談窓口)
 - ・さっぽろ活用促進ゼミ(札幌の施設や広報媒体などの視察、民間企業などによる講演を実施)
 - ・札幌☆取扱説明書(札幌の施設や広報媒体、その活用事例などを紹介する冊子を作成し、道内市町村などに配布)
- 札幌市民の道産品の購入や道内周遊を促進するため、以下の取組を実施している。
 - ・道産品のアンテナショップにおいて、道内市町村が出展する際の費用を札幌市が支援する「お試し出展」(平成25年度事業)
 - ・道内各地で開催されたフォトコンテストの優秀作品を札幌市内で展示する「いいとこ撮り北海道～フォトコンサミット in Sapporo」

取組の成果 相談や出展が活発となり、連携の輪を拡大

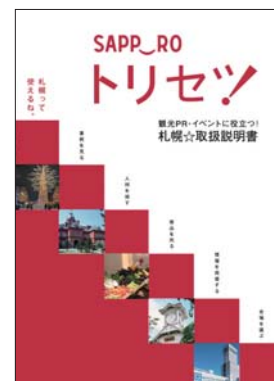
- 「つながる地域ホットライン」への相談件数が累計114件(平成27年8月現在)、「さっぽろ活用促進ゼミ」には累計60団体、134名が参加、「札幌☆取扱説明書」は道内市町村や観光関連団体などに1,000部配布後、地域からの要望により1,000部増刷するなど、連携の輪が広がってきている。
- 札幌市民の道産品の購入や道内周遊を促進する取組である「お試し出展」では、29市町村90品の出展のうち、12品が継続販売につながった。また、「いいとこ撮り北海道～フォトコンサミット in Sapporo」においては、過去2回の開催で、写真の出展やステージイベントなどに延べ111の市町村や地域が参加・協力し、約4万人が来場した。



いいとこ撮り北海道～フォトコンサミット in Sapporo
(市町村 PR ステージ)



さっぽろ活用促進ゼミ
(中央卸売市場視察)



札幌☆取扱説明書

地方分権改革との関連

- 札幌市は、「北海道の発展なくして、札幌の発展はない」との考えの下、道内全ての市町村と意見交換会を実施して、顔の見える関係を構築するとともに、市町村のニーズを把握した上で、新たな価値の創造や経済循環の促進に向けて、道内市町村が協働した体制整備に取り組んでいる。

県の女性キャリアセンターにおけるハローワーク求人情報のオンライン提供により、職業紹介を充実

問い合わせ先 埼玉県女性キャリアセンター

☎ 048-601-5810 ■ <http://www.pref.saitama.lg.jp/swcc/>

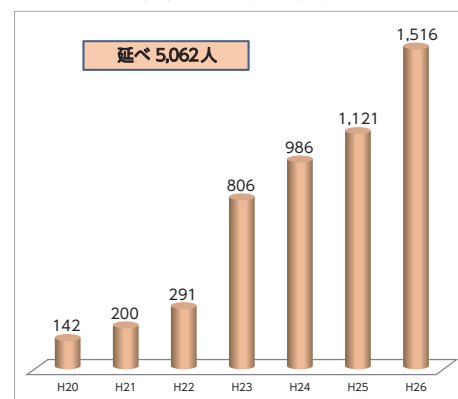


- 結婚や出産で離職した女性などの就業を支援するため、女性キャリアセンターを開設し、就職セミナーや職場体験、全員が女性のカウンセラーによる職業紹介などを実施
- 平成26年10月からは、国のハローワーク求人情報オンライン提供を活用し、職業紹介で提供できる求人情報が大幅に増加し、利用者の希望に添った職業紹介を実施



埼玉県女性キャリアセンター入口

就職確認者数の推移



※ H26 は在宅ワーク支援事業による就職確認者を含む。

取組の背景 出産や育児で離職した女性の就業支援が課題に

- 埼玉県では、出産や育児で退職する女性が多く、特に30代の女性の就業率が全国平均よりも低い(30代女性就業率61.1% 全国第42位)。一方で、女性の就業希望率は総じて高い(就業希望率全国第4位)ものの、いったん離職した女性は、家庭との両立やブランクなどがネックとなり、就職に向け一歩を踏み出せないケースも多い。
- このため、埼玉県は、女性の活躍により経済や地域の活性化を図る「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」の一環として女性の就業支援に取り組んでおり、埼玉県女性キャリアセンターはそのため重要な役割を果たしている施設である。

取組の概要 ハローワークの求人情報を活用した職業紹介を実施

- 女性の活躍により経済や地域の活性化を図る「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」では、埼玉県女性キャリアセンターにおいて就職に向けた課題の整理や応募書類の作成、面接対策などの就職の準備段階から職業紹介まで、利用者ニーズに応じた総合的なサポートを行っている。

- 平成26年10月からは、新たにハローワークの求人情報約20万件を活用し、職業紹介で提供できる求人情報が増加するとともに、国との人事交流でハローワークの業務を経験した県職員が担当するなど、より利用者の希望に添った職業紹介が可能となっている。

取組の成果 施設の利用者満足度が98%となり、就職確認者数も増加

- 平成27年9月末までの埼玉県女性キャリアセンターの利用者は延べ61,153人となり、就職確認者は平成26年度が1,516人、延べ5,000人を超え、開設以降、毎年増加している(左ページ図参照)。
- 多くの利用者から、「大変良かった」、「良かった」との評価を受けており、利用者満足度は98%に上る。

地方分権改革との関連

- 従来、女性キャリアセンターが職業紹介を行う場合は、独自に開拓した求人情報を紹介していた。
- 平成25年12月に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」において、「ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について積極的に推進」、「ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進」とされたことから、平成26年9月から、国のハローワークが管理する求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組が開始された。

コラム

ハローワークとの連携により、自立支援と職業紹介をワンストップで提供

横浜市(神奈川県)

- 生活保護受給者などに対して、市が行う自立支援などの福祉サービスと、国(ハローワーク)が行う職業紹介などの就労支援を市民に身近な区役所内で一体的に提供し、きめ細かく利便性の高い市民サービスを実現した。
- 平成24年当時は、厳しい雇用状況が続き、生活保護受給者などが急激に増加した中で、こうした方々に対する福祉サービスのニーズの高まりとともに、就労支援の充実が求められていた。
- 福祉サービス利用者に対する就労支援の実効性を高めるとともに、市民サービスの更なる向上を目指して、市の福祉サービスの対象者で就労支援を必要とする方々を対象に、ハローワークとの連携による一体的な就労支援体制を整備した(市の福祉サービスとハローワークの職業紹介などをワンストップで提供する窓口「ジョブスポット」を設置)。
- この取組により、生活に困窮する方々の実情に応じ、適切な就業先が紹介できるようになり、生活の立ち直りの後押し、生活保護などの福祉サービス利用の適正化につながっている。
- ジョブスポットの就労実績(平成26年度)は、利用者実数2,417人のうち、就職者が1,366人(就職率56.5%)と、ハローワークの平成26年度神奈川県内平均就職率22.8%の2倍以上の高い実績となっている。



【問い合わせ先】 横浜市政策局大都市制度推進課

☎ 045-671-2951

町内の自主防災組織活動カバー率
100%を達成し、防災に関する情報
共有や避難訓練を地域ぐるみで実施

問い合わせ先▶ 与那原町農水環境安全課

☎ 098-945-4688 💻 <http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/hureai/kouhou/pdf/kouhou2014/1409.pdf>

与那原町
(沖縄県)

東日本大震災を契機に、町内にある13の行政区・自治会の全てで自主防災組織を結成し、町内全域の保育園・幼稚園・小学校・中学校・老人福祉施設などが参加した一斉避難訓練、地域内の避難支援体制や施設間連携に関する情報共有により、住民の防災意識が向上



↑地震・津波避難訓練の実施に当たり、沿岸部の被害想定が大きい津波浸水予測図を前に避難経路や各機関の連携について、地域の関係者が議論

➡町内「地震・津波避難訓練」のチラシ ➡町内津波浸水想定区域内にある、保育園・幼稚園・小学校・中学校・老人福祉施設などが参加し、与那原町地震・津波避難訓練を実施



取組の背景 東日本大震災をきっかけに、津波避難体制の構築が課題に

- 東日本大震災の発生をきっかけに沖縄県が公表した「津波被害想定調査」(平成25年3月)及び「津波避難困難地域」(平成26年5月)において、与那原町の沿岸部が大きな被害を受ける可能性が高いことが判明し、特に、東浜自治会は、ほぼ全域が避難困難地域に指定された。
- しかしながら、町内13の行政区・自治会のうち、自主防災組織が結成されていたのは2行政区しかなく、津波が発生した場合における町内の津波避難体制の構築が大きな課題となっていた。

取組の概要 **地域の防災力向上のため、自主防災組織結成を町が支援**

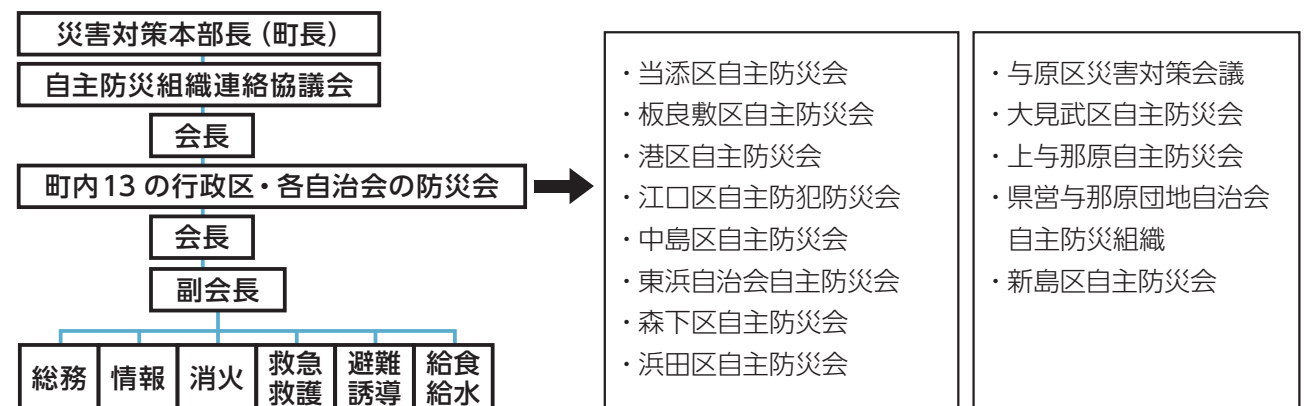
- 地域の防災力向上を図るため、町内13行政区・自治会を対象に、自主防災組織結成に向けた支援を開始し、区長・自治会長による被災地視察を経て、各区・自治会評議委員会、総会の場で自主防災組織の必要性について住民の理解が進んだ。
- 平成26年8月、町内にある13の行政区・自治会の全てにおいて自主防災組織が結成されるとともに、地域内における避難支援体制や施設間連携に関する情報や課題を共有する「自主防災組織連絡協議会」が設立された。
- この自主防災組織連絡協議会が中心となり、平成26年11月、町内の津波浸水想定区域内にある保育園・幼稚園・小学校・中学校・老人福祉施設などの施設関係者、防災機関などが一堂に参加した「地震・津波一斉避難訓練」が実施され、地域ごとに避難目標地点や避難経路の情報が共有された。

※自主防災組織とは、災害対策基本法に基づき、災害に対して地域・近隣で協力し合うことを目的に結成される組織である

取組の成果 **町内の自主防災組織活動カバー率100%を達成**

- 自主防災組織活動カバール率(自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数／管内世帯数)について、沖縄県では20%となっている中で、与那原町では100%を達成している(全国平均では80%(いずれも平成26年4月時点))。
- また、一斉避難訓練の実施や防災に関する様々な情報共有を通じて、住民が防災について積極的に考え、参画する意識が向上し、
 - ① 自主防災組織員から、「地震・津波だけでなく、土砂災害を想定した避難訓練や夜間・雨天時の訓練について企画したい」との要望が出るとともに、
 - ② 町内の幼稚園でPTAの協力を得て、保護者参観日に親子参加による避難訓練が実施され、改めて避難経路や園児の引渡し場所が確認され、不測の事態に落ち着いて行動できる準備ができるなどの成果があった。

与那原町自主防災組織連絡協議会 組織図



地方分権改革との関連

- 東日本大震災を契機に、町内にある行政区・自治会の全てで「自主防災組織」が結成され、住民と行政が協働して、防災に関する情報共有や避難訓練を実施することにより、住民が防災について積極的に考え、参画する意識が向上し、地域の防災力の強化が図られている。

市政やまちづくりに関心の低い若者などを含め、市民が主役となり、個性あふれるまちづくりを推進

問い合わせ先 鯖江市総務部市民協働課 ☎0778-53-2215

http://www.city.sabae.fukui.jp/new/pageview.html?id=10969 http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=14528

鯖江市
(福井県)

市支援の下、若者・女性などを含めた市民が主体的に提案し、実行することにより、市民のアイデアを活かした個性あふれるまちづくりを推進



「鯖江市役所 JK 課」の発足時の会見写真

取組の背景 若者が住みたくなる・住み続けたくなる、まちづくりが課題に

- 鯖江市では、「鯖江市民活動によるまちづくり推進条例」(平成15年8月制定)、「鯖江市民主役条例」(平成22年3月制定)を市民提案から創り上げ、早い時期から「市民主役」、「市民協働」のまちづくりを進めてきた。市民が単なる行政サービスの顧客にとどまるのではなく、まちづくりの主役となることを通じ、全員参加型のまちづくりを目指してきた。
- 一方、福井県では、高校卒業後に進学・就職で約3割が県外に流出し、その後の帰県率は全体の1割弱にとどまり、特に女性の帰県率は10年前に比べ半減している。鯖江市の人口も、20歳前の段階が大きく減っている中、人口減少の課題を克服し、持続可能な地域を作るためには、若者、特に若い女性が地域に残ることができる、福井県外に出たとしても、その後戻って来ることができる環境整備が課題となっていた。

取組の概要 市民などが主役となり、新たなアイデアによる地域づくりを実践

- 市民組織「市民主役条例推進委員会」からの提案により、①市民が市の事業に自ら参画する「提案型市民主役事業化制度」(平成23年～)、②市民との話し合いによって市の事業の中身を検討・実施していく「事前ミーティング型市民主役事業化制度」(平成24年～)、③地域コミュニティ向けの人材養成講座「市民まちづくり応援団事業」(平成24年～)の3事業を制度化し、市民が主役となる活動の輪を広げている。
- さらに、まちづくりへの参画が低調で、行政から最も遠いイメージのあった高校生、特に女子を対象にまちづくりチームを結成し、自らが企画した地域活動を実践することを通じ、若者・女性が進んで行政に参加していく新たな市民協働の自治体モデルを目指し、平成26年4月から、鯖江市在住または鯖江市内の高校に通う現役の女子高生をメンバーとするまちづくりプロジェクト「鯖江市役所 JK 課」事業を実施しており、平成27年度は第2期15人の女子高生が活躍している。

取組の成果 様々な市民が地域づくりに主体的に参画

- 「提案型市民主役事業化制度」は、提案数・採用数とも年々伸び続け、平成27年度はNPO・女性団体・民間企業・学生団体など、26団体による38事業が採用されている。
- 「鯖江市役所 JK 課」は、道路や河川敷の清掃を行う「ピカピカプラン」などの社会活動、地元IT企業とのアプリの開発、イベントの実施など、大人の市民とともに、まちづくりを積極的に推進し、大きな反響を呼んでいる。
- 「鯖江市役所 JK 課」の活動をきっかけに、平成26年7月、40～50代を中心にした女性たちが「鯖江市 OC 課(おばちゃん課)」を立ち上げ、市内の多目的トイレのサイン整備の提案や婚活イベントを実施するなど、市民の間に「私たちの提案でまちが変わる」という機運が広がっている。



「提案型市民主役事業化制度」による「さばえの味再発見事業」地元高校生を対象に、農作業、調理、ランチメニュー開発、接客などの各種体験を、市民団体が一体的にコーディネート



多目的トイレのサインについて、「女性と赤ちゃんのイラストでは、赤ちゃんのおむつ交換に男性が入りづらい」との鯖江市 OC 課の提言を受け、男性も入りやすい男女のイラストに変更

地方分権改革との関連

- 若年層の人口流出に歯止めをかけるための環境整備として、市民からの提案や応援を積極的に地域づくりに活かし、市民との協働・参画を実践している。また、社会参画・行政参画に関心の低い高校生などの発案を活かした社会活動やイベントを実施するなど、市民全体が当事者意識を持ち、主役となることを促し、地域の発意による特色あるまちづくりを進めている。

「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりの 交付金制度により、住民主体の生活支援 サービスを提供

問い合わせ先 名張市地域部地域経営室

☎ 0595-63-7484 ■ <http://www.city.nabari.mie.jp/s012/index.html>



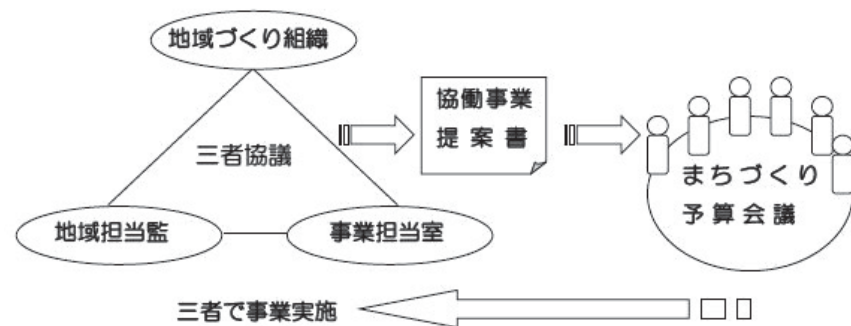
■ 住民主体のまちづくりを支援するため、おおむね小学校単位で設立された「地域づくり組織」に対し、使途が限定されない「ゆめづくり地域交付金」を交付し、行政との役割分担の下、地域の課題解決を図る住民主体の生活支援やコミュニティバスなどのサービスを提供



↑交通が不便な地域で、地域づくり組織がコミュニティバスを運行
→地域づくり組織の有償ボランティアが家事などの生活支援サービスを実施



「ゆめづくり協働事業提案制度」の仕組み



取組の背景 住民によるまちづくりの支援システムづくりが課題に

- 名張市では、自発的なまちづくりの活動として、住民による「まちづくり協議会」が結成され、地域の将来的なプランであるまちづくり計画が作成されてきた。平成13年までに、5つのまちづくり計画が市長に提出されたものの、当時は行政としてこれらのプランを実行するためのシステムや地域への財政的な支援システムが存在しなかった。

取組の概要 制度の見直し・拡充により、地域ごとの「地域ビジョン」を実現

- 平成14年、市政の一新を契機に、住民による自主的・主体的なまちづくりに向けた取組を財政的に支援するため、平成15年に制定された「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」に基づき、従来の地域向け補助金を廃止し、使途が自由の交付金を交付する「ゆめづくり地域予算制度」を創設した。
- また、市内全15地域でおおむね小学校単位の地区から成る「地域づくり組織」を設立し、ゆめづくり地域交付金をもとに自己決定と自己実現を図る仕組みを作り、地域と行政の役割分担を行いながら、「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりの取組を推進した。
- 平成21年には、都市内分権の推進を図るため、「名張市地域づくり組織条例」を制定し、地域づくり組織が地域の課題解決のための事業を自ら実施する仕組みを整備し、現在も各組織による積極的なまちづくり活動が展開されている。
- さらに、平成24年3月には、地域の特性を活かした個性ある将来のまちづくり計画として、「地域ビジョン」が市内全15地域で策定され、市が「地域ビジョン」を最大限尊重した総合計画に位置付けた上、予算に反映することにより、地域と市が協議しながら新たなサービスや価値の創出を目指す協働事業「ゆめづくり協働事業提案制度」を進めている。

取組の成果 地域ごとに住民主体のまちづくりが定着

- 各地域づくり組織は、地域の特色を活かし、夏祭りや運動会などの住民交流事業をはじめ、日常生活の助け合い、ごみステーションの整備、美化活動など日々の暮らしに密着した取組のほか、自主防災訓練や防犯パトロールなど、安全な暮らしを自分たちで守ろうとする事業が実施されている。
- 例えば、地域の高齢化が進む中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、以下の事業が実施されている。

- ① 市内の6地域で、日常の困りごとを住民同士の助け合いで解決する生活支援サービスの仕組みとして立ち上げ、地域づくり組織が有償ボランティアを雇用して取り組んでいる。
- ② 路線バスが廃止され、交通が不便な地域で、コミュニティバスを運行し、住民ニーズに添ったよりきめ細かい運行を行うなど、利便性を高めた結果、路線バスの廃止前を上回る利用者数となった。

ゆめづくり地域予算制度の概要(平成27年度)

基本額	人 口 割	$3,500 \text{ 万円} \times 70\% \times \text{地域人口} \div \text{市人口}$
	均 等 割	$3,500 \text{ 万円} \times 30\% \div 15$
加算額 (コミュニティ活動費)	地区代表者協力事務費	$72,000 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティ数 (174)}$
	地区活動費	$25,000 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティ数 (174)}$ $200 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティの人口}$
事務局経費 (特別交付金)	1 地域 30 万円 〔 但し、国津地域：50 万円 薦原地域、錦生地域、箕曲地域：各 40 万円 〕	
地域事務費	基本額 1,500 千円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額 (平成24年度から)	

※ 上記の積算根拠に基づき算定された交付金を、一括して地域づくり組織へ交付。

地方分権改革との関連

- 住民の自主的・主体的な参画による「地域づくり組織」が、市の交付金による支援を受けながら、有償ボランティアの雇用による生活支援サービスの提供、廃止された路線バスを補完するコミュニティバスの運行など、地域の身近な課題を解決する「地域マネジメント」的な役割を担い、地域コミュニティの活性化が図られている。

スマートフォンを活用した 市民レポートにより、地域の 身近な課題を合理的に解決



問い合わせ先 千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課

☎ 043-245-5294 🌐 <http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kohokocho/chibarepo.html>

■ 市民と行政をつなぐ新たなコミュニケーションツールとして、市民がスマートフォンを活用して、身近にある地域の課題について、現場写真や動画などのレポートを市に送信し、市と市民、市民と市民の間で迅速に共有し、合理的・効果的に解決する仕組みにより、市民活動、地域の一体感を醸成

サポーター活動により解決した事例

●落書き消し



落書きにより、街の美観が損ねられている(解決前)



サポーター活動により、落書きが消された状態(解決後)

●草刈り



雑草が茂り、見通しが悪く危険(解決前)



サポーター活動により、雑草が刈り取られた状態(解決後)

取組の背景 少子高齢化に対応した行政サービスの確保が課題に

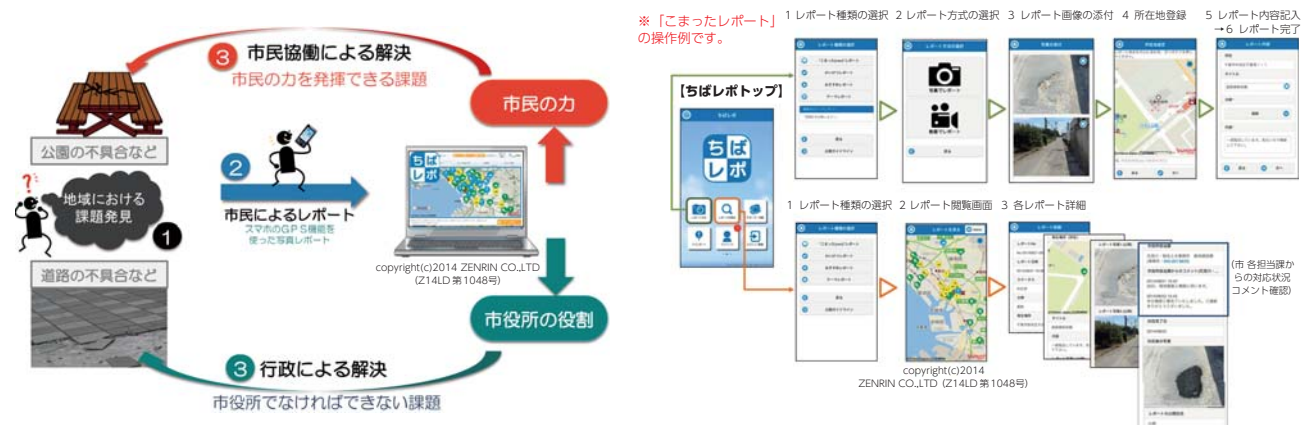
- 千葉市の人口は、968,000人(平成27年10月現在)となっているが、少子高齢化の進展により2020年をピークに人口が減少に転じると見通される中で、税収の減少や市職員の減少に伴う、将来の行政サービスの低下が懸念されていた。
また、住民の自治会加入率の低下などにより、地域のことを地域に住む住民が考え、課題解決に取り組む「地域力」が落ちてきており、今後、市民の協働を高めていくための手法が求められていた。
- このような中、道路の傷みや公園遊具の破損などの地域の身近な課題に対しては、市民からの通報を受けて、市が対応していたが、場所の特定、破損などの状況確認に時間がかかっていた。

取組の概要 スマホを活用し、市民が参加しやすく、効果的に解決する仕組みを構築

- 千葉市は、全国に先駆け、ICTを活用して市民と行政、市民と市民が力を合わせて解決を図る、市民協働によるまちづくりを目指し、平成25年に「ちばレポ(ちば市民協働レポート)」を開始した。

- 「ちばレポ」とは、
 - ①市民がスマートフォンを活用して、市内で起きている様々な地域の課題(道路が傷んでいる、公園の遊具が壊れているなど)を写真や動画で撮影し、位置情報付きのレポートを送信し、これを市が受け付け、専用WEB上で市民と共有する
 - ②レポートは、行政でなければ解決できない課題と、市民の力によって解決できる課題に切り分け、市民の力で解決できる課題は市民に委ねる仕組みとして、自らが課題の解決者として参加するサポーターとなり、「市民協働案件」として参画することができるという取組である。
- 平成27年9月現在、レポートから受付までは約3日、課題解決までは約18日に対応しており、解決済みは84%となっている。

「ちばレポ」の枠組みと利用方法



取組の成果 市民が気軽にまちづくりに参加でき、市民主体の協働も進展

- 平成27年10月現在、約3,300人の市民がレポーターとして登録し、約1,800件のレポートが寄せられ、気軽にまちづくりに参加できるツールとして市民への浸透が着実に進んでいる。
- 市民がまちを意識する中、従来の行政主導型ではなく、市民協働によるまちづくりを目指そうとする市民団体「ちばレポ市民の会」が自発的に発足し、市民目線でちばレポを発展させようとする普及活動も行われている。
- 企業などのCSR活動の一環として、ちばレポの趣旨に賛同した12の企業などと連携の覚書を締結しており、協力企業は事業所周辺の課題解決やちばレポの普及促進などを行っている。

地方分権改革との関係

- ICTを活用した市民レポートにより、市民生活に身近な地域課題を迅速に行政が把握し、それらの情報を可視化・共有化し、市民の協働・参画を活かした新たな行政サービスとなっている。
- 市民にとっても、まちづくりへの参加意識の向上につながるなど、住民自治を促す役割を果たしている。

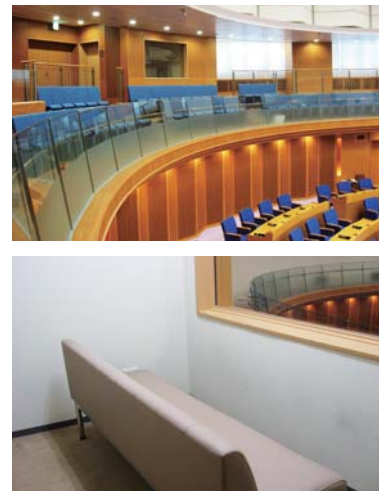
地方分権時代にふさわしい「議会力」向上のため、総合的な議会改革を推進



問い合わせ先 堺市議会事務局調査法制課

☎ 072-228-7813 🌐 <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/index.html>

- 市議会改革の推進組織である「議会力向上会議」の議論を経て、地方分権時代にふさわしい議会の在り方に関する条例を制定し、積極的な議会改革を実行
- 市議会に対する市民の参画促進など、市民に身近で開かれた先進議会に改革



↑議会報告会の様子 ➡議会傍聴席・車いすスペース ➡議会傍聴席・親子室

議会改革の主要な内容

- 情報公開**
 - 本会議・委員会の議事録・動画・資料の公開
 - 積極的な広報(CMSを用いた議会ホームページのリアルタイム更新)
 - 議案に対する賛否の公表(予算・決算などの重要議案に係る会派などの賛否を公表)
- 住民参加**
 - 議会報告会の開催(住民との直接の意見交換により、議会と住民の双方向コミュニケーションを向上)
 - 傍聴しやすい環境整備(議会傍聴席への車いすスペース・親子室の設置、大型スクリーン(150インチ×2台)の設置、本会議・委員会のインターネット生中継・録画中継)
- 議会の機能強化**
 - 議会基本条例の制定
 - 議会改革推進組織の設置
 - 議会事務局の機能強化
 - 本会議における一問一答制の導入(一括質疑方式より細かい質疑が可能)
 - 委員会における委員間討議の実施
 - 議決案件の拡大(市政への監視機能を向上。議決案件は、基本構想・基本計画の制定・改廃、姉妹都市・友好都市、市民憲章、民間企業などとの協定など)

取組の背景 地方分権時代を迎え、市民に開かれた市議会への変革が課題に

- 堺市は、中世に世界的にも先駆的な自治都市を形成したという住民自治の発祥を誇りとしている。その系譜を継承し、昭和58年3月、全国初の政治倫理条例を堺市議会で制定・施行した。
- 地方分権時代を迎え、地方公共団体の役割と責任が拡大し、住民の行政需要が増大する中、堺市議会についても、議会の意思決定プロセスの透明化や、市民の議会参加の促進を通じて市民に開かれた市議会に変革していくとともに、市民に選ばれた市議会議員同士の議論を活性化し、市民の多様な意見を市政に適切に反映していくことが求められていた。

取組の概要 議会機能の強化に向けた条例を制定し、積極的な議会改革を実行

- 堺市議会では、議会機能の強化及び活性化を図るため、平成23年6月、「議会力向上会議」(各会派から人選された議員13人で構成)を設置して精力的な協議を行い、平成25年3月、「堺市議会基本条例」を全会一致で可決・制定した(平成25年4月施行)。
- 全33条からなる条例は、「情報公開」・「住民参加」・「議会の機能強化」という議会改革メニューを備え、条例に基づき、市議会のインターネット中継、市民に対する議会報告会の開催、議会の傍聴席の改善、本会議における一問一答制の導入などの新たな取組を実行している。

取組の成果 市議会に対する市民の参画促進などを活性化

- こうした一連の改革を通じて、市議会での合意形成に向けた活発な議論が尽くされ、例えば、市議会のインターネット中継へのアクセス数が大きく増加するなど、市議会に対する市民の参画が着実に進んでいる。また、市議会改革に係る他都市からの議員視察件数・人数も増加している。
(本会議インターネット録画中継のアクセス数 平成25年度: 24,076件 → 平成26年度: 61,554件)
(他都市からの議員視察件数・人数 平成25年度: 9件・82人 → 平成26年度: 16件・163人)
- 本取組は、早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査2013・2014」で政令指定都市中の全国第1位となるなど高い評価を獲得している(全体では、全国第3位(2013年)・第8位(2014年))。

地方分権改革との関連

- 地方分権改革の推進により、地方公共団体の権限が拡大する中で、地方公共団体の意思決定・執行が適切なものであるかをチェックするため、地方議会が果たすべき役割が大きくなっている。
- 堺市議会は、地方分権時代にふさわしい議会として、情報公開・住民参加・議会機能強化を内容とする独自の条例を制定し、住民に開かれた議会改革を推進し、議会の活性化や市民の分権意識の高まりが図られている。

コラム

町民の政策サポーターにより、政策立案能力を向上 飯綱町(長野県)

- 飯綱町議会では、平成17年10月の合併により議員定数が36人から18人に半減され、また、議員の高齢化の影響により、全50集落のうち、議員のいない集落が8割となり、地域住民の要望などが町議会や町の行政に届きにくくなっていた。
- 地方分権が進み、地方の自立が求められる議会として政策立案能力の向上が急務となったことから、町民に開かれ、町民目線での政策づくりを進めるため、平成22年1月、町民を政策サポーターに指名し、地域の課題発見と政策提言を求める「政策サポーター制度」を新設した。
- 平成27年度までに、町民の政策サポーター43人(女性18人、男性25人)が、平日夜間に開催される研究会に参加し、保育料の時間外保育の一部無料化や町による集落支援プログラムの策定・議会への報告の義務付けなど、独自の政策提言を行い、町の政策に反映された。また、政策サポーターから議員になった者もあり、議員の担い手確保に貢献している。



政策サポーターが参加した研究会の様子

【問い合わせ先】長野県飯綱町議会事務局 ☎ 026-253-4761

県と市町村が連携・協働して 取り組む「奈良モデル」により、 行政サービスを向上

問い合わせ先 奈良県地域振興部市町村振興課

☎ 0742-27-9984 ■ <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1632>



- 人口減少社会が本格的に到来する中、行政サービスの質を確保し、将来にわたって安定して提供していくために努力している市町村を支える「奈良モデル」を積極的に展開
- 水道・消防・道路など多岐にわたる分野で、新たな広域連携を実現



「奈良県・市町村長サミット」の様子



- 奈良モデルの考え方**
- 平成の大合併において、奈良県は市町村合併があまり進まなかった。
 - 県の役割は市町村を助けることであり、奈良県の地方自治は、「県と市町村の連携・協働」で行うべき。
 - 県と市町村の連携・協働の新たな広域連携の仕組みとして、「奈良モデル」の取組が始まる。
- 県の役割は、サッカーに例えると「ミッドフィルダー（MF）」と認識。賢く考えて、よく走り回ることが大事。

取組の背景 行政サービスの向上のための県と市町村の役割分担が課題に

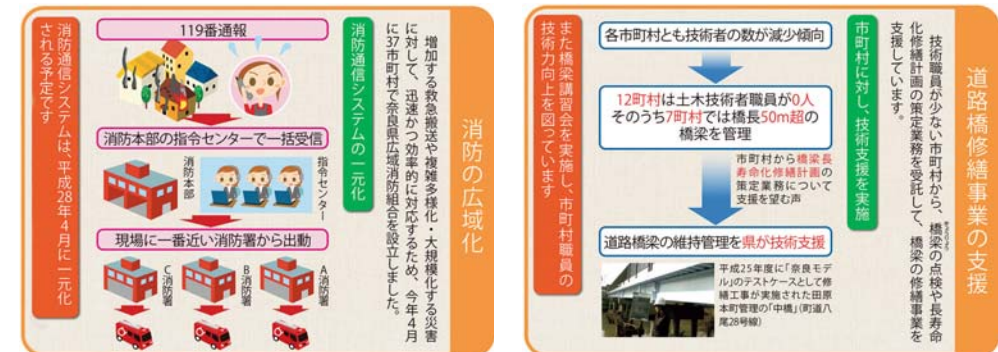
- 平成の大合併において、全国の市町村数が半数近く減少した中で、奈良県は市町村合併があまり進まず、17%の減少にとどまったため、規模が小さく組織的・財政的に脆弱な市町村がみられる。
- 今後、人口減少と高齢化が進んでいく中で、組織的・財政的に脆弱な市町村を含め、地方分権の推進、行政サービスの維持・向上を図りつつ、県全体としての効率的な行政運営の実現が急務となっており、そのために必要となる県と市町村の役割分担の在り方が課題となっていた。

取組の概要 県と市町村の連携・協働を促進する「奈良モデル」を推進

- 平成20年、奈良県知事や市町村長などから構成される「県と市町村の役割分担検討協議会」を設置し、県と市町村の役割分担について検討を重ねた上で、県と市町村を「対等・協力」の関係ととらえ、県の役割を「市町村への積極的な支援」とし、県全体として効率的な行政運営を目指す「奈良モデル」を推進している。
 - 「水平連携に対する県支援」:市町村間の連携・協働に対し、県が積極的に事務支援・財政支援を実施
 - 「垂直連携などによる県支援」:職員不足などにより市町村が行うべき事務を十分に実施できない場合、県がその事務を代行
- 知事と全市町村長が一堂に会する「奈良県・市町村長サミット」を毎年6回程度開催し、活発な意見交換を行うとともに、統計を積極的に活用し、テーマごとに分析した情報を市町村に提供している。

取組の成果 様々な分野での協働・補完体制を構築し、行政サービスを向上

- 水道広域化・簡易水道への支援：
 - 県営水道と市町村水道を「県域水道」として一体とみなし、水道広域化や簡易水道への支援を実施。水道広域化では、県がリーダーシップを発揮して施設共同化・業務共同化を推進。運営基盤が脆弱な簡易水道への支援では、奈良県水道局などの技術力を活かして、施設管理方法のマニュアル化や改善提案などの技術支援を実施。この取組により、「平成27年度優良地方公営企業総務大臣表彰」を受賞。
- 消防の広域化：
 - 広域的な消防力の強化、初動・増援体制の整備、現場到着時間の短縮化のため、平成26年4月、県内39市町村のうち37市町村により「奈良県広域消防組合」を設立。平成28年4月には、消防通信システムが一元化され、市町村の境界を越えて現場に最も近い消防署から出動でき、大規模な災害・緊急搬送などにも対応できる体制を構築予定。
- 道路橋梁の維持管理：
 - 県による技術職員の少ない市町村からの橋梁点検・長寿命化修繕計画の策定や修繕工事の受託、市町村向け講習会などの技術支援により、市町村の道路橋梁の長寿命化を実現。



地方分権改革との関連

- 地方分権改革の推進や行政サービスの維持・向上を図りつつ、奈良県全体としての効率的な行政運営を実現するため、奈良県と各市町村が連携・協働して地域課題の解決に当たる「奈良モデル」を活用した広域連携が着実に実現している。県全体として、将来にわたり安定した行政サービスを提供するための推進体制の整備が進展している。

全庁的な推進体制の整備などにより、許認可事務を大幅にスピードアップ



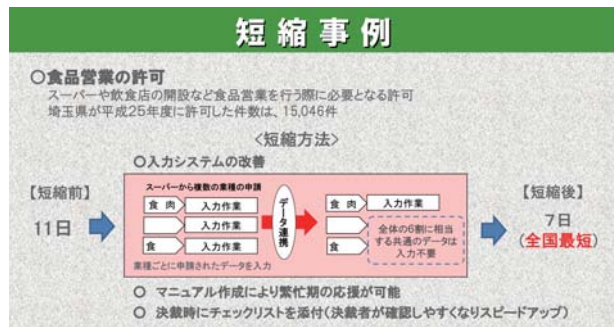
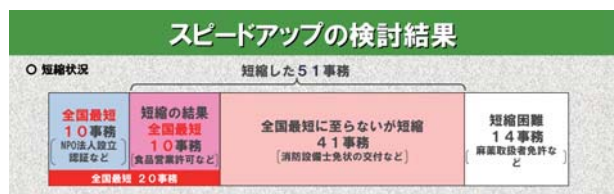
問い合わせ先 埼玉県企画財政部改革推進課

☎ 048-830-2147 🌐 <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0104/index.html>

企業などが事業を始める際に必要となる手続を中心に、75の許認可事務で「標準処理期間」(*)の短縮を推進

(※)許認可事務の申請を受理してから決定するまでに要する標準的な期間

部局横断的な委員会を設置して全庁的な推進体制を整備するとともに、審査マニュアルの整備などにより事務の正確性を担保



行財政改革推進委員会の様子



申請書へのチェックリストの印字(申請書に「確認欄」が印字されており、各項目の内容のチェックにより、正確かつ迅速な審査を実施)

取組の背景 地域経済活性化のため、許認可に要する時間短縮などが課題に

- 地域の経済活動の活性化のためには、企業などが活動しやすい環境を整えることが必要であり、行政の許認可に要する時間を可能な限り短縮することも有効な方策の一つである。
- 一方、許認可に当たっては、様々な部署・担当者において確認・審査を行っていることから、許認可事務のスピードアップを効率的に実現するためには、全庁的に標準処理期間の短縮を推進する体制が必要となっていた。

取組の概要 推進体制の整備などにより標準処理期間を短縮

- 許認可事務のスピードアップによる県民サービスの充実に向けて、平成25年度から、経済再生などに資する75の許認可事務の標準処理期間の短縮について、可能な限り全国最短を目指して、強力に推進している。
- 同取組では、部局横断的な「行財政改革推進委員会」を設置して全庁的な推進体制を整備するとともに、審査マニュアルの整備、申請書へのチェックリストの印字、申請に係るQ & AのHP掲載、申請受付担当者の集約・専門化などにより、事務の正確性を担保している。

取組の成果 20事務での全国最短達成など、許認可事務をスピードアップ

- 75事務のうち、20事務で標準処理期間の全国最短を達成するなど、許認可事務の大幅なスピードアップを実現している(「全国最短:20事務」、「全国最短に至らないが短縮する事務:41事務」、「短縮が困難な事務:14事務」)。
- 「営業許可が早く下りれば、その分営業上のプラスになる」などの考えの下、よりスムーズな経済活動が行えるように取組を進めた結果、企業などの活動しやすい環境づくりが進展している。

取組状況 (平成27年4月1日時点)

1 標準処理期間が従来から全国最短の事務:10事務

- ・NPO法人設立認証:90日【共助社会づくり課】
- ・液化石油ガス設備士免状の交付:11日【化学保安課】
- ・調理師の免許:7日【保健医療政策課】
- ・病院などの開設許可:5日【医療整備課】
- ・理容所の開設検査・確認:5日【生活衛生課】
- ・美容所の開設検査・確認:5日【生活衛生課】
- ・クリーニング所の開設検査・確認:5日【生活衛生課】
- ・貸金業の登録:15日【金融課】
- ・農地転用の許可:6週間【農業政策課】
- ・建築確認:7日(木造2階建の建築物の場合)【建築安全課】

2 標準処理期間の短縮により、平成27年4月から新たに全国最短となった事務:10事務

- ・クリーニング師の免許:7日→6日【保健医療政策課】
- ・製菓衛生師の免許:7日→6日【保健医療政策課】
- ・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく販売従事登録:7日→6日【保健医療政策課】
- ・第一種動物取扱業の登録:11日→7日【生活衛生課】
- ・食品営業の許可:11日→7日【食品安全課】
- ・通訳案内士の登録:8日→7日【観光課】
- ・建設業許可(新規):20日→18日【建設管理課】
- ・都市計画法に基づく開発区域内での建築の認定:11日→6日【都市計画課】
- ・都市計画法に基づく開発許可を受けた土地における建築などの許可:15日→7日【都市計画課】
- ・土地区画整理法に基づく建築行為などの許可:14日→8日【市街地整備課】

地方分権改革との関連

- 地方分権改革により様々な権限が移譲される中で、住民に対する成果の還元策の一つとして地方公共団体が主体的に創意工夫して許認可などの手続を迅速に進めることも重要である。埼玉県では、地域の経済活動の活性化につなげるため、全庁的な推進体制を整備した上で、事務処理の見直しなどを強力に推進している。

地方分権改革をもっとお知りになりたい方は

●内閣府「地方分権改革」ホームページ

地方分権改革のこれまでの歩みや最新情報など、様々な情報がご覧になれます。

 <http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/>



●内閣府地方分権改革推進室 公式Facebook

 <https://facebook.com/cao.bunken/>

●内閣府地方分権改革推進室 公式Twitter

 https://twitter.com/cao_bunken/

●地方分権改革事例データベース <http://wwwb.cao.go.jp/bunken-jirei/>

本事例集に掲載した事例以外にも、たくさん事例情報をデータベースに掲載し、分野別・取組類型別・都道府県別などで検索できます。



地方分権改革事例集

～分権改革の成果を活かし、豊かさと安心が実感できる地域をつくる～

平成27年12月 作成

平成28年 6月 新訂

【編集・発行】

内閣府地方分権改革推進室

【お問い合わせ先】

内閣府地方分権改革推進室

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

☎ 03-5253-2111

【デザイン】大成出版社